平成２８年（フ）第１５５号
三重県鈴鹿市庄野羽山４丁目８番６号
債務者　北川　幸代
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５９号
三重県津市高茶屋小森町343番地　ドゥナーレ津605
債務者　小原　克美
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５８号
三重県伊賀市下阿波756番地
債務者　辻　　多門
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第９０号
鳥取県鳥取市的場２丁目77番地１　メゾンリヴェール301号
債務者　村嶋　　瞳
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０９号
鳥取県米子市西福原９丁目10番32号　203号、前住所鳥取県境港市麦垣町3323番地23
債務者　澤田　綾花（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１０２号
山口県下関市長府前八幡町３番９号
債務者　藤永　　晃
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
山口県下関市上田中町８丁目18番Ｒ22―110号　市営白雲台住宅
債務者　カーショップペガサスこと　福山　丈志
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
山口県下関市上田中町８丁目18番Ｒ22―110号　市営白雲台住宅
債務者　福山　千秋
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
福岡県八女市祈祷院455番地１
債務者　堀川　理恵
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第４３号
福岡県八女市上陽町北川内4508番地
債務者　荒川　恵子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第２０１号
大分市大字関園529番地
債務者　永井　里奈（旧姓河野・長田）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８０号
大分県別府市石垣東１丁目２番21―402号　第５森崎ビル
債務者　白石　泰司
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６５号
宮崎県児湯郡都農町大字川北17430番地１　あけぼの団地60―２―203
債務者　土工貴美代
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５３号
神戸市西区玉津町今津206番地の12
債務者　新免　　剛
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
神戸市西区王塚台４丁目57番地　県住３―306号
債務者　山﨑津弥子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
兵庫県明石市硯町１丁目３番５号
債務者　兼田　敏史
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
兵庫県明石市東野町1978番地の１　ワコーレ朝霧シーサイトヒルズⅢ101号
債務者　駒井　紀子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２００号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住13棟408号
債務者　和八こと　眞﨑　文男
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係